

婚姻契約書の解説

NPO法人EMA日本理事
早稲田リーガルコモンズ法律事務所
弁護士 原島 有史

1. 婚姻契約書について

(1) はじめに

現在の日本では、民法上の「婚姻」は異性カップルにおいてのみ認められており、婚姻制度を(戸籍上の)同性カップルが利用することはできません。そのため、NPO法人EMA日本は、日本でも婚姻の平等を実現し、同性間での婚姻が制度として認められるよう、精力的に活動しています。

この契約書は、日本で同性婚が実現するまでの間の暫定的な対応として、当事者間に、法律上の婚姻をしたカップルと同等の権利義務関係を設定することを目的として作成しました。

(2) 定型契約としての「婚姻」

一般に、法律上の婚姻の効果は定型的に定められており、これを任意に排除・変更することはできない(強行法規性)と考えられています。そのため、たとえば法律婚をした夫婦の間で「一切同居しない」「一切扶養しない」と合意したとしても、このような合意は無効とされています¹。

この契約書も、あくまで法律上の婚姻と同等の権利義務を設定することを目的としていますので、「婚姻契約書」という題名²の下で本契約書を締結するときには、当事者間で任意に条文を変更しないようにしてください(本契約書を利用しつつ、契約を締結する当事者の実情や希望に合わせてこの契約書の条項を加除訂正する際は、「婚姻契約書」ではなく、「パートナーシップ契約書」等の題名にするよう、ご協力いただけると幸いです。)

¹ 犬伏由子・石井美智子・常岡史子・松尾知子著『親族・相続法第2版』(弘文堂・2016年)37頁等参照

² 日本公証人連合会編『新版 証書の作成と文例 家事関係編(改訂版)』(立花書房・平成29年)263頁では、「本文例では、渋谷区条例に関するものについてのみ条文に従い『パートナーシップ契約』とし、一般的には『同性婚契約』としたが、『同性パートナーシップ契約』又は『事実婚契約』若しくは『婚姻契約』でもよいであろう。」と指摘し、同性カップルが「婚姻契約」という表題の契約書を締結することを承認している。

2. 本契約書の効力について

(1) 同性婚契約の有効性

本契約書は、NPO 法人 EMA 日本が独自に作成した契約書です。一般に私人間の契約は、当事者が自由に行うことができるというのが近代民法の原則とされており³、2017年5月に成立した改正民法においても、「契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。」(改正民法 521 条 2 項)と規定されています。

同性間での婚姻は民法上認められていないため、このような契約を締結しても、公序良俗違反(民法 90 条)により無効だと主張する見解も見受けられるところです。しかし、法律の専門家である日本公証人連合会は、その文例集において、「憲法では、同性婚を想定していないだけで、同性婚を禁止しているものではなく(憲法 24 条 2 項は、『個人の尊厳』と『両性の本質的平等』を標榜し、憲法 13 条は、個人の尊重と幸福追求の権利をうたっている。)、同性婚を公序良俗に反するなどとして違法・無効なものとはいえず、当事者双方が真摯に締結する同性婚契約は違法・無効なものとはいえず、少なくとも当事者間では適法・有効なものとして解すべきであるし、条例化した渋谷区においてはもちろん、それ以外においても、徐々に社会生活に受け入れられていき、入院時の付添い、面会謝絶時の面会、手術同意等療養看護等に関する事項、公営・民間賃貸住宅への入居、住宅ローンにおける保証人の設定、生命保険の被保険者の指定、死亡保険金の受取人の指定、企業等における家族、休暇等について配偶者に準ずる扱い(結婚祝い金、家族手当、慶弔休暇等)、クレジットカード、航空会社マイレージ等の家族会員、携帯電話会社等の家族割の適用等が許容されていくことが期待されており、現に一部の企業等では、上記の制度等の一部を導入しており、この傾向は広がりを見せている。」と説明しており、公正証書作成の場面では同性婚契約も有効であるという立場を明示しています⁴。

このウェブサイトに掲載されている「婚姻契約公正証書」は、すでに公証人のチェックを経たうえで、実際に公正証書として作成されたものです。

もっとも、全国の公証人の中には、上記の公証人連合会の見解とは異なり、同性カップルが婚姻契約書を締結することを認めないと述べる方もいるかもしれません。その場合には、参考資料としてこの解説文をお渡ししたり、性的マイノリティの相談を受け付けている法律専門家(弁護士・司法書士・行政書士など)に間に立ってもらうなどしてみてください。もしそれでも公

³ 山本敬三著『民法講義Ⅳ－1 契約』(有斐閣・2005年)17頁等

⁴ 前掲日本公証人連合会編『新版 証書の作成と文例 家事関係編(改訂版)』263頁

正証書の作成に協力してくれない場合には、あえてその公証人に作成を依頼するのではなく、他の公証役場に相談するか、私文書として締結するとよいでしょう（以前、ある公証役場でパートナーシップ契約書の作成を拒否されたカップルが、別の公証役場に行ったところ、あっさり公正証書を作成してくれたという事例もあります。）。

本契約書の有効性や、各条項の解釈、法律効果等について判断した裁判例は、当然のことながら現時点では存在しません。今後、本契約書の利用が増えるにつれて、本契約に関連した裁判例が積みあがっていくことを期待します。

（２）本契約書が対象とする範囲

本契約書は、あくまで契約をする当事者双方が、他方当事者に対して有することになる権利・義務を規定したものです。そのため、本契約書を締結しても、直ちにその効力を第三者に及ぼすことはできません。

たとえば、本契約書を締結しても、法律婚をした異性カップルが享受する税制優遇や、健康保険における被扶養者の地位、当事者の一方が亡くなった際の相続権等が発生するわけではありません。また、楽天銀行などの一部の金融機関を除き、住宅ローンにおけるペアローンの利用や、クレジットカードにおける家族会員などの民間サービスを利用することも、現時点ではできません。今後は、本契約書を締結した当事者に対し、法律婚をした異性カップルと同等の取扱いをするよう、各民間企業、公共機関に広く働きかけをしていく予定です。

（３）本契約書を締結するにあたっての注意点

上述のとおり、本契約書に関して裁判所が有効・無効を判断した事案はありません。そのため、EMA 日本は、本契約書の有効性、適法性、実際に紛争となった場合の解釈の方向性等について、いかなる確約・保証もいたしません。

本契約書の内容は、他方当事者の生活水準を自己と同一に保つよう規定し、当事者間の信頼関係・愛情関係が破たんした後でも、一方当事者に金銭的給付を命じるなど、**極めて責任の重い条項**となっています。また、仮に当事者の仲が悪くなったとしても、一方当事者の意思だけでは容易に解除できないよう設計されています。そのため、本契約書を締結する際には、この解説の内容をよく読み、必ずすべての条文の内容を理解したうえで締結するようにしてください。

もし、この解説を読んでもよくわからない部分があったときは、性的マイノリティの支援をしている法律専門家に相談するようにしてください。専門

家に相談する際には、あらかじめこの解説文を渡しておく、話がスムーズに進むと思います。

(4) 本契約書を締結するには

本契約書は、公正証書として締結することもできますし、通常の私文書として締結することもできます。

公正証書として締結する場合には、お近くの公証役場にご相談ください。

私文書として締結する場合には、本契約書を2部プリントアウトし、それぞれ左端を2か所ホッチキスで留めます。1頁目に氏名を記入し、最終頁に日付、当事者2名と成年の証人2名の住所氏名を記入し、氏名の横に実印を押印してください（証人の方は実印ではなく認印でも構いません。なお、当事者2名の印鑑証明書も添付しておくといよいでしょう。）。また、ページの差替え防止のため、各ページに契印をするか、製本テープを貼ってその上に押印する必要があります。

公正証書で作成しても、私文書として作成しても、その法律効果は同じです。公正証書で作成しておくことのメリットは、この契約書が間違いなく当事者2名の意思に基づいて作成されたものであることを、公証人が公的に証明してくれることです。私文書として作成することのメリットは、費用がほとんどかからないことです。いずれの方法で作成するかは、お二人でじっくり話し合ってみてください。

3. 最後に

この契約書それ自体が、お二人の生活を守るわけではありません。そのため、本契約書を締結しても、それによって直ちにお二人に大きなメリットがあるとまではいえません。

しかし、この契約書は、いざというときにパートナーを守るための強力な証になると思います。パートナーの生活を守るのはあなた自身であり、この契約書はそのための武器です。パートナーが入院したとき、意識不明の重体になったとき、またはあなた自身の身に何かあったとき、病院や親族、様々な関係者と協議するとき、この契約書はきっとお二人の手助けになると思います。

今後の長い人生、まずは何よりもお二人が幸せになること、そして幸せなお二人が、周りの人々をさらに幸せにしていくことを、心から願っております。

以上